

13. 板状棟エントランスホール倉庫管理細則

(目的)

第1条 本細則は、若葉台第5住宅管理組合板状棟（16棟、17棟、18棟、19棟）エントランスホールに設置された第5住宅管理組合共用設備である保管倉庫（以下、「板状棟倉庫」という。）の使用を適切にすることを目的として定める。

(管理責任者)

第2条 板状棟倉庫の管理責任者は北自治会板状棟棟長とする。

(管理責任者の任務)

第3条 管理責任者は板状棟倉庫内の保管物品について、保管リストを作成し適切に管理するものとする。

(鍵の管理)

第4条 管理責任者は板状棟倉庫の鍵を所持し施錠管理する。

2 前項の他、板状棟倉庫の鍵は「けやき」事務室にて所持管理する。

3 「けやき」事務員は鍵の貸出に当たり、借り出し者の氏名を記録簿に記帳させるとともに、事務員執務時間帯以外の貸し出しは禁止する。

(保管できる物品)

第5条 板状棟倉庫に保管できる物品は以下のとおりとする。

① 棟で使用する掃除用具類、資源ゴミ回収かご、ポリ袋等棟運営上必要な物品

② その他棟で定めた棟運営上必要物品のリストを作成し収納管理することができる。

例：棟防災備品（担架、車椅子、簡易テント、携帯トイレ、照明器具、救急薬品、備蓄水等）

③ 北自治会（北けやき会を含む）及び自治会承認登録サークルの物品

④ 理事長が許可した管理組合関連の物品

2 前項③④の物品については、所属または責任者を明示した物品のリストを作成し、当該棟長に届け出るとともに、自ら管理するものとする。

(整理整頓)

第6条 管理責任者は整理整頓につき適宜物品収納者を招集し、整理整頓にあたらせることができる。

(疑義及び細則外事項)

第7条 この細則に疑義が生じたとき、又は細則に定めのない事項については、規約又は他の細則に基づき、理事会により処理するものとする。

(細則の改廃)

第8条 この細則の改廃は、総会の決議を経なければならない。ただし、この細則の変更が規約の変更を必要とする事項であるときは、規約の変更を経なければ、することができない。

附則

第1条 この細則は、平成25年5月26日から施行する。